

豪州における新型コロナウイルス対策の概要（2021年1月18日現在）

豪州政府は、新型コロナウイルスの感染拡大に対処するため、2020年3月15日に豪州史上初めて国家内閣（National Cabinet）（連邦首相と各州首相・地域首席大臣の合議体）を立ち上げ、連邦政府と各州・地域政府が一体となって各種の措置を実施してきています。具体的には、豪州人（永住者含む）以外の入国禁止や豪州人の出国禁止などの渡航制限、州境制限、集会・営業に関する制限、社会的な距離をとる措置、自己隔離措置、経済対策などの様々な対策を実施してきています。

在留邦人・渡航邦人の皆様におかれては、連邦政府や各州政府等の最新情報に注意して、有効な制限措置に従うとともに、引き続き感染予防や拡大防止に努めてください。

また、現在、日本への直行便の多くが運休を継続している状況であり、帰国を予定されている方や急な帰国の可能性のある方は、フライト情報に引き続き注意を払うようにしてください。日本政府は、日本人を含む全ての入国者を対象に14日間の待機、公共交通機関不使用等を要請しています。

最新情報を発信するために[大使館ではツイッターを運用](#)していますので、ご関心のある方はご参照下さい。各州・地域政府等の最新情報については、管轄の大使館や総領事館から別途情報提供致します。

1 新型コロナウイルスへの感染又はその疑いがある場合の対応

（1）咳、熱、喉の痛み、息切れ、鼻水といった風邪やインフルエンザに似た症状がある場合、軽症であっても、可能な限り早く新型コロナウイルスの検査を受けてください。新型コロナウイルスの呼吸器系診療所で検査を受けるか（無料）、医師の診療を受けて検査をアレンジしてもらうことができます。呼吸困難などの重い症状が見られる場合には、「000」に電話し、緊急の医療支援を受けて下さい。疑わしい症状がある場合、連邦政府ウェブサイトの症状チェックもご利用下さい。

（2）ご心配な方は、豪州政府の全国コロナウイルス・ホットライン「1800-020-080」（24時間対応）に電話し、相談して下さい（通訳サービスが必要な場合は「131 450」に電話して下さい）。各州のホットラインの連絡先は後述の【関連ウェブサイト・連絡先】を参照してください（各州・地域の保健当局の連絡先は[こちら](#)）。

（3）詳細は、連邦保健省ウェブサイトの[新型コロナウイルス特設ページ](#)を参照してください。

2 集会、営業、移動等に関する制限

2020年5月8日、国家内閣の合意を受けて、連邦政府は、これまでの基本的な制限を三段階で緩和していく「[新型コロナウイルスに対して安全な豪州のためのロードマップ](#)」を発表しました。また、同年11月13日、連邦政府と、西豪州以外の各州・準州は、本ロードマップをベースに作成された、同年クリスマスまでに州境制限を含む[規制を緩和する枠組み](#)に合意しました。

各地の状況に鑑み、各州・準州が具体的な措置を決定しますので、詳細は各州・準州のウェブサイト等で確認してください。

<各州・準州のウェブサイト等>

- [ヘルス・ダイレクト COVID-19 Restriction Checker](#) (各州・準州の規制をまとめたサイト)
- [ニューサウスウェールズ州 COVID-19 サイト](#)
- [ビクトリア州 COVID-19 サイト](#)
- [クイーンズランド州 COVID-19 サイト](#)、[総領事館作成の同州ロードマップ和訳](#)
- [南豪州 COVID-19 サイト](#)
- [西豪州 COVID-19 サイト](#)
- [タスマニア州 COVID-19 サイト](#)
- [北部準州 COVID-19 サイト](#)
- [首都特別地域 COVID-19 サイト](#)

3 海外渡航に関する制限

(1) 豪州人や永住者以外の全ての渡航者の入国禁止

2020年3月20日21時から、豪州人と永住者、その配偶者、法定後見人及び扶養者を含む直近の家族以外の者を適用除外として、豪州への入国禁止措置がとられています。渡航制限の対象者について、人道上 (compassionate) の理由又はやむを得ない理由 (compelling reason) により緊急に豪州に渡航する理由がある者、[重要なスキル \(critical skill\)](#) を有する者、海外から豪州に渡航して第三国に向かうため豪州国内の空港で国際線にトランジットする者等は、適用除外が認められる場合があります。適用除外の申請の詳細は、[連邦内務省のウェブサイト](#)をご覧ください (乗継時間が72時間以内の場合、本免除申請は不要ですが、8時間以上の乗継時間がある場合にはトランジット・ビザの取得が必要です)。

(2) 海外からの全ての渡航者を対象とする14日間の強制隔離措置等

海外から豪州への全ての渡航者については、2020年3月15日深夜23時59分から14日間の自己隔離措置が義務付けられています。また、同年3月28日深夜23時59分から到着空港の所在地にある指定された宿泊施設での14日間の強制隔離が義務付けられました。

さらに2021年1月22日から、海外から豪州への渡航者は、出発前72時間以内のPCR検査の陰性証明を提示することが義務付けられました。詳細は[連邦保健省のウェブサイト](#)をご覧ください。

(3) 豪州人の海外渡航禁止

2020年3月25日12時から、法令に基づき、豪州人及び永住者について海外渡航禁止 (海外居住者等一部例外を除く) 措置がとられています (適用除外の申請する必要がある方は、[連邦内務省のオンライン・フォーム](#)で手続を行って下さい)。

4 一時滞在ビザに関する情報

ビザが失効した場合又は間もなく失効する場合や、今後6か月の間自立して生活できない一時滞在ビザ保有者は、可能な限り速やかに自国に帰ることが奨励されています。その一方で、豪州を離れることができない場合には、ブリッジング・ビザを申請する必要があります。ビザの資格について相談がある場合は、豪連邦内務省の[ビザ資格解決サービス \(Status Resolution Service \(SRS\)\)](#) (電話番号: 131-881、9-17時 (土日祝除く)) による支援が受けられます。詳細は[連邦内務省ウェブサイトのビザ関連ページ](#)を参照して下さい。

5 その他

(1) 詐欺に関する注意

最近警察から、コロナウイルスの感染拡大を受けて、WHOを謳ったフィッシング詐欺、ウイルス治療薬を謳ったオンライン・ショッピング詐欺、製薬会社への投資を促す投資詐欺など、関連する詐欺が横行しているとの警告がなされていますので、ご注意ください。

【関連ウェブサイト・連絡先】

1 連邦

(1) 連邦政府

- 連邦政府の[新型コロナウイルス対策特設ページ（英語）](#)
- コロナウイルス情報アプリ（[Apple App Store](#)、[Google Play](#)）、[WhatsApp チャンネル](#)
- コロナウイルス感染者との濃厚接触追跡アプリ（[Apple App Store](#)、[Google Play](#)）
- 全国コロナウイルス・ホットライン（医療面に関する相談がある場合）：1800-020-080（24時間対応）（通訳サービス：131 450）
- 連邦政府が[日本語に翻訳している資料](#)（連邦内務省ウェブサイト上で掲載）

(2) 連邦保健省

- [新型コロナウイルス対策に関する特設ページ](#)
 - ・[豪州における感染状況](#)
 - ・[知っておくべきこと](#)
 - ・[物理的距離をとる措置](#)
 - ・[公共の場での集会制限](#)
 - ・[隔離（isolation）](#)
 - ・[自己隔離（quarantine）](#)
 - ・[旅行者のための情報](#)

(3) 連邦内務省

- [ビザ関連情報のページ](#)
- [ビザ資格解決サービス（Status Resolution Service（SRS））](#)：131-881（9-17時（土日祝除く））

(4) その他

- オーストラリア政府観光局：[新型コロナウイルスに関する情報（日本語）](#)
- [スキヤム・ウォッチ](#)（新型コロナウイルス関連詐欺を含む最新手口の紹介）
- [オーストラリア・サイバー・セキュリティ・センター](#)（新型コロナウイルス関連詐欺を含むサイバー・スペース上での手口紹介・被害報告）

2 各州政府

- 緊急時：000（全国共通）

(1) ニューサウスウェールズ州

- [新型コロナウイルス対策に関する特設ページ](#) (州政府ウェブサイト)
- 全国コロナウイルス・ホットライン (医療面に関する相談がある場合) : 1800 020 080
- 州コロナウイルス関連一般ホットライン (医療分野以外) : 13 77 88
- [旅行規制に関する情報](#) (州政府ウェブサイト)

(2) ビクトリア州

- [新型コロナウイルス対策に関する特設ページ](#) (州政府ウェブサイト)
- [新型コロナウイルス対策に関する特設ページ](#) (州保健省ウェブサイト)
- 州コロナウイルス・ホットライン (コロナウイルス感染の疑いがある場合) : 1800 675 398 (24時間対応)

(3) クイーンズランド州

- [新型コロナウイルス対策に関する特設ページ](#) (州政府ウェブサイト)
- 州ホットライン (急ぎの対応が必要な場合) : 13 74 68 (翻訳・通訳サービスが必要な場合は、その旨お伝えください。)
- 州保健省窓口 (13HEALTH) (24時間対応) : 13 43 25 84
- [州境規制に関する情報](#) (州政府ウェブサイト)

(4) 南豪州

- [新型コロナウイルス対策に関する特設ページ](#) (州政府ウェブサイト)
- 州インフォメーション・ライン (全般) : 1800 253 787 (毎日8時~20時)
- [関係連絡先一覧](#) (州政府ウェブサイト)
- [州境規制に関する情報](#) (州政府ウェブサイト)

(5) 西豪州

- [新型コロナウイルス対策に関する州特設ページ](#) (州政府ウェブサイト)
- 全国コロナウイルス・ホットライン (医療面に関する相談がある場合) : 1800 020 080
- 州ホットライン (13 COVID) : 132 68 43
- [州境規制に関する情報](#) (州政府ウェブサイト)

(6) タスマニア州

- [新型コロナウイルス対策に関する州特設ページ](#) (州政府ウェブサイト)
- 州公衆衛生ホットライン : 1800 671 738
- [州境規制に関する情報](#) (州政府ウェブサイト)

(7) 北部準州

- [新型コロナウイルス対策に関する州特設ページ](#) (準州政府ウェブサイト)

- [3段階の規制緩和策「ニュー・ノーマルへのロードマップ」](#)（準州政府ウェブサイト）
- 全国コロナウイルス・ホットライン（医療面に関する相談がある場合）：1800 020 080
- [州境規制に関する情報](#)（準州政府ウェブサイト）

(8) 首都特別地域

- [新型コロナウイルス対策に関する地域特設ページ](#)（地域政府ウェブサイト）
- 地域コロナウイルス・ヘルプライン（全般）：02-6207-7244（毎日8時～20時）

3 日本政府・機関

- [新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～](#)
（首相官邸）
- [新型コロナウイルスお役立ち情報](#)（首相官邸）
- [海外安全ホームページ](#)（外務省）
- [新型コロナウイルス感染症について](#)（厚生労働省）
 - ・ [新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）](#)
 - ・ [水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症）](#)
 - ・ [水際対策の抜本的強化に関する Q&A](#)
 - ・ [帰国された方向け Q A](#)
 - ・ 厚生労働省電話相談窓口（検疫の強化）
 - － 日本国内からの通話：0120-565-653（フリーダイヤル）
 - － 国外からの通話：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）
 - ・ [新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター](#)
- [海外からの入国に関する情報等](#)（法務省）
- [世界各国に留学中の日本人学生の皆さんへ](#)（文部科学省）
- [海外に派遣中・派遣予定であった日本人学生の皆さんの奨学金の取扱いについて](#)（文部科学省）
- [アジアにおける新型コロナウイルス対応状況](#)（JETRO）

(了)